

## 理事会運営規程

### (目的)

第1条 この規程は、定款第38条第1項の規定に基づき、公益財団法人日本ハンドボール協会(以下「この法人」という。)における理事会の議事の方法に関する事項について定め、理事会の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

### (構成及び権限)

第2条 理事会は、全ての理事をもって構成し、次の各号に定める事項につき決議する。ただし、理事会は、法令において理事に委任することができないとされる事項を除き、その決議事項について業務執行理事に委任することができる。

#### (1) 法令に定める事項

- ① この法人の業務執行の決定
- ② 理事の職務の執行の監督
- ③ 代表理事の選定及び解職
- ④ 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
- ⑤ 重要な財産の処分及び譲受け
- ⑥ 多額の借財
- ⑦ 重要な使用人の選任及び解任
- ⑧ 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- ⑨ 内部管理体制(理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制をいう)の整備
- ⑩ 事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類の承認
- ⑪ 事業報告及び計算書類並びにこれらの付属明細書、財産目録の承認
- ⑫ 競業及び利益相反取引の承認
- ⑬ その他法令に定める事項

#### (2) 定款に定める事項

- ① 規則の制定、変更及び廃止
- ② 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

2 監事は、理事会に出席し、必要があると認める時は意見を述べなければならない。

### (役員以外の出席)

第3条 この法人の事務局職員は、理事、監事を補助するため、議長の許可を受けて理事会に出席することができる。また必要に応じその意見を述べ又は説明をすることができる。

- 2 理事会は必要に応じ前項以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。
- 3 理事会は必要に応じ全国理事長会議から出される提案・要望・意見について、その代表者の出席を求め説明を求めることができる。
- 4 全国理事長会の運営規定については別途定める。

### (理事会の開催)

第4条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会とする。

- 2 定例理事会は、原則として6月、2月に開催する。
- 3 臨時理事会は、会長が必要があると認めるときに開催する。

### (招集)

第5条 理事会は、会長(代表理事)が招集する。ただし、会長が欠けたときは、定款第39条2項に従い、会長があらかじめ指定した理事が招集する。

- 2 招集権者でない理事は、前項の招集権者に対し、理事会の目的事項を記載した書面をもって、理事会の招集を請求することができる。

- 3 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

監事は、理事が不正の行為をし、もしくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令もしくは定款に違反する事実、もしくは著しく不当な事実があると認め、これを理事会に報告する必要がある時は、前2項に準じて理事会の招集を請求し、又は理事会を招集することができる。

(招集の通知)

第6条 理事会の招集通知は、理事会の開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して書面又は電磁的方法により発しなければならない。

- 2 前項の招集通知は、会議の日時、場所及び会議の主な目的事項を記載するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意がある時は、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(欠席)

第7条 理事及び監事は、理事会を欠席する場合には、あらかじめ第5条に定める招集権者に対して、その旨を通知しなければならない。

(議長)

第8条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が事故あるとき又は欠けたときは当該理事会に出席した理事の中から議長を選出する。

- 2 理事会の会議の目的事項について、議長である理事が特別の利害関係を有するときは、その事項の審議について、他の理事が議長に当たるものとする。

(出席状況の報告)

第9条 議長は開会を宣言した後、議事に入る前に理事及び監事の出席状況を理事会に報告しなければならない。

- 2 前項の報告は、この法人の事務局職員に行わせることができる。

(決議の方法)

第10条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。可否同数のときは議長の裁決するところによる。

- 2 前項前段の場合においては、議長は、理事会の決議に理事として議決に加わることはできない。
- 3 第1項の決議について特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることはできない。この場合、その理事の数は、第1項の理事の数に算入しない。
- 4 第1項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき理事全員が害面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときはその限りではない。

(事後承認)

第11条 会長は、第2条第1項の決議事項であっても、緊急の処理を要するため理事会に付議で

きない時は、理事会の決議を経ないで、業務を執行することができる。ただし、この場合にあつては、会長は、次の理事会に付議し承認を得なければならない。

(報告の省略)

第12条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、定款3 1条第3項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第13条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

- 2 議事録は魯面又は電磁的記録をもって作成し、議事の経過の要領及びその結果、並びにその
- 3 他法令に定める事項を記載又は記録する。
- 4 決議の結果については、賛成及び反対の各理事の数を記載する。
- 5 決議について特別の利害関係を有する理事があるときは、その理事の氏名と決議事項を議事録に記載する。
- 6 議事録には理事会に出席した会長及び監事が、これに記名押印する。
- 7 前項の議事録は電子公告をおこなうとともに、この法人の主たる事務所に10年間備え置かなければならない。

(欠席者に対する通知)

第14条 議長は、理事会の議事の経過の要領及びその結果につき、欠席した理事及び監事に対し通知しなければならない。

(テレビ会議システム又は電話会議システムの方法による理事会の開催)

第15条 会長は、必要があると認めるときは、遠方あるいは緊急等の都合により、理事会の場に同席することができない理事のために、テレビ会議システム又は電話会議システムの方法によって理事会を開催することができるものとする。

(常務理事会)

第16条 定款第2 9条第3項及び第3 1条第2項に定める代表理事、業務執行理事及び監事を以て常務理事会を構成する。常務理事会の運営並びに常務理事の業務分掌については、別途定める。

(本規程の変更)

第17条 この規程は、理事会の決議により変更することができる。

(補則)

第18条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

1. この規程は、平成25年4月1日から施行する。
2. この規程は、平成29年2月11日から施行する。
3. この規程は、令和4年4月1日から一部改定のうえ施行する。